令和８年度
「美馬市ＵＩＪターン促進奨学金返還支援補助金」
募　集　要　項

奨学金の返還支援

【申 請 期 間】令和８年４月１日（水）から令和９年３月３１日（水）まで

【提　出　先】美馬市　市民環境部　ふるさと振興課

〒７７７－８５７７　美馬市穴吹町穴吹字九反地５番地

【問い合わせ先】美馬市　市民環境部　ふるさと振興課

○ 電　　話：０８８３－５２－８００９
○ ＦＡＸ：０８８３－５５－０６８０
○ E-mail：furusato@mima.i-tokushima.jp
○ 受付時間：平日午前８時３０分～午後５時１５分

令和８年度「美馬市奨学金返還支援補助金」募集要項

１．目的

ＵＩＪターン移住をして美馬市内にお住まいの若者が、高校・大学等の在学中に借り入れた奨学金等の返還を補助することにより、若者の修学の機会の均等及び定住促進を目的とします。

２．補助金の内容

補　助　額	**奨学金等の年間返還金額の３分の１**　**上限１０万円/年** ※1,000 円未満の端数は切り捨て **「学生向け補助候補者」認定者は、上限２０万円/年**
対 象 期 間	**初めて補助金の交付申請を行った月から起算して５年間** ※年度ごとに補助金の交付申請が必要
対 象 経 費	**補助金の交付を受ける年度内に返還した奨学金等** ※補助金の交付を受ける年度に市に居住した期間が１年に満たない場合は、居住期間内に返還した金額 ※繰上げ返還等による奨学金等の返還額は、対象外

〈補助金の交付までの流れ〉

３．補助金の交付申請ついて

（１）対象要件 注目!!

次の要件すべてを満たす場合に、補助対象となります。

- □ 現在、美馬市に住民登録されており、居住の実態がある
- □ 進学等を機に１年以上美馬市外で居住し、ＵＩＪターン移住により美馬市で生活していることが確認できる
- □ 公務員ではない
- □ 高校・大学等の在学中に本人名義で奨学金等の貸与を受けた
- □ 平成２８年４月１日以降に奨学金等の返還を開始した
- □ 月賦、半年賦、年賦等により奨学金等の返還を行っている
- □ 市税を滞納していない
- □ 暴力団員又は暴力団員密接関係者ではない

（２）対象となる奨学金等の例

- ● 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金
- ● 社会福祉法人徳島県社会福祉協議会教育支援資金
- ● 徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金
- ● その他本人名義で借り入れ、返還を行っている奨学金等

※対象については、ご相談ください。

（３）補助金の交付申請までの流れ 注目!!

対象要件の確認

対象要件を満たす

□　「（１）対象要件」をすべて満たす

必要な書類を揃える

奨学金等の貸与機関に連絡する

□　奨学金等の貸与を証するものを取得

□　奨学金等の返還金額を証するものを取得

美馬市役所に行く

□　住民票の抄本を取得
（申請者本人分のみ）

補助金の交付申請

申請書類の提出

□　補助金交付申請書（様式第３号）

□　奨学金等の貸与を証するもの

□　奨学金等の返還金額を証するもの

□　住民票の抄本（申請者本人分）

□　就労証明書又は勤務先等を証するものの写し

□　市外で１年以上居住していたことが確認できるもの

□　返還開始日がわかるもの

（５）補助金の交付申請に必要な書類

提出書類	取得場所	取得時期	取得に必要なもの
□　**補助金交付申請書（様式第３号）**	・ふるさと振興課または、市ホームページからダウンロード		
□　**奨学金等の貸与を証するもの** □　**奨学金等の返還金額を証するもの**	・奨学金等の貸与機関	奨学金等の返還開始後	
□　**住民票の抄本** ※申請者本人のみ記載されたのもの ※発行から３か月以内のもの	・市民課または、各市民サービスセンター	申請時	□　印鑑 □　本人確認書類（免許証等）
□　**就労証明書又は勤務先等を証するものの写し** □　**市外で１年以上居住していたことが確認できるもの** □　**返還開始日がわかるもの**			

４．補助金の実績報告について

（１）実績報告の時期

次のいずれかに該当するときに、補助金の実績報告を行っていただきます。

□　令和９年３月

□　「３．補助金の交付申請について（１）対象要件」をひとつでも満たさなくなったとき

※対象要件を満たさなくなった前の月までを補助対象期間とし、補助金を交付します。

（２）補助金の実績報告までの流れ

実績報告の時期 → **必要な書類を揃える** → **補助金の実績報告**

実績報告の時期

□　「（１）実績報告の時期」のいずれかに該当するとき

※令和９年３月の場合、３月分の奨学金等の返還終了後に報告

添付書類の用意

□　奨学金等の返還の事実を証明するものを用意

※領収書、ATM 利用明細書、通帳の写し等

美馬市役所に行く

□　市税完納証明書を取得

実績報告書類の提出

□　実績(変更)報告書兼請求書（様式第６号）

□　奨学金の返還の事実を証明するもの

□　市税完納証明書

※発行から１か月以内のもの

（３）補助金の実績報告に必要な書類

提出書類	取得場所	取得時期	取得に必要なもの
□　**実績(変更)報告書兼請求書（様式第６号）**	・ふるさと振興課または、市ホームページからダウンロード		
□　**奨学金等の返還の事実を証明するもの** ※　補助対象期間中のすべてのもの	・奨学金等の貸与機関	令和８年度分の返還終了後	
□　**市税完納証明書** ※　発行から１か月以内のもの	・税務課または、各市民サービスセンター		□　印鑑 □　本人確認書類（免許証等）

５．次年度以降の手続について

（１）補助金の更新申請

初めて補助金の交付申請をした年度以降も、補助金の交付を受けるためには、年度ごとに補助金の交付申請を行う必要があります。

（２）補助金の更新申請までの流れ

更新申請の時期（４月） → **必要な書類を揃える** → **補助金の更新申請**

更新申請の時期（４月）

□　２年目以降も継続して補助を受けようとするとき

２年目以降は添付書類の一部を省略できる

更新申請書類の提出

□　補助金交付申請書（様式第３号）

□　就労証明書又は勤務先等を証するものの写し

（３）補助金の交付申請に必要な書類

提出書類	取得場所	取得時期	取得に必要なもの
□　**補助金交付申請書（様式第３号）**	・ふるさと振興課または、市ホームページからダウンロード		
□　**就労証明書又は勤務先等を証するものの写し**			

６．学生向け認定候補者（予約枠）について

〈補助候補者認定～補助金交付申請～補助金実績報告までの流れ〉

返還開始後に、「３．補助金の交付申請ついて」のとおり、補助金交付申請を行ってください。
交付申請時点で、補助対象の要件確認のため、新たな添付書類が必要です。候補者認定されていても、卒業した翌年度の３月末までに申請しない場合や申請時点で要件に該当しない場合、補助対象になりません。忘れずに申請してください。

（１）対象要件（学生）注目!!

次の要件すべてを満たす場合に、補助候補者となります。

- □ 高校・大学等の在学しており本人名義で奨学金等の貸与を受けている
- □ 進学等を機に、美馬市外で居住しており、高校・大学卒業後は、本市に住民登録し居住する予定である

（２）対象となる奨学金等の例

既卒者と同じ範囲となります。

（３）補助認定候補者申請までの流れ 注目!!

対象要件の確認 → **必要な書類を揃える** → **補助対象者の認定申請**

対象要件を満たす
□　「（１）対象要件」をすべて満たす

奨学金等の貸与機関に連絡する
□　奨学金等の貸与を証するものを取得

申請書類の提出
□　候補者認定申請書（様式第１号）
□　奨学金等の貸与を証するもの
□　市外に居住していることが分かる書類
・住民票の抄本（申請者分のみ）
・日付・住所・氏名の記載された本人宛の郵便物や公共料金の請求書　　等
□　在学していることを証するもの
・学生証の写し　　等

（５）補助候補者の認定申請に必要な書類

提出書類	取得場所	取得時期	取得に必要なもの
□　**候補者認定申請書（様式第１号）**	・ふるさと振興課または、市ホームページからダウンロード		
□　**奨学金等の貸与を証するもの**	・奨学金等の貸与機関		
□　**市外に居住していることが分かる書類** **・住民票の抄本（住民票を異動している場合）** ※申請者本人のみ記載されたもの ※発行から３か月以内のもの **・日付・住所・氏名の記載された本人宛の郵便物や公共料金の請求書　　など**	・市民課または、各市民サービスセンター	申請時	□　印鑑 □　本人確認書類（免許証等）
□　**在学していることを証するもの** **・学生証の写し　　など**			

7．Q&A

Q ＵＩＪターン移住とはどういうものですか？

A 「Uターン：美馬市出身で、他の地域に移住した後に、美馬市に戻ってくること」
「Ｉターン：他の地域の出身者が美馬市に移住すること」
「Ｊターン：美馬市近隣市町村出身で、他の地域に移住した後に、美馬市に移住すること」

Q 「奨学金等の貸与を証するもの」、「奨学金等の返還金額を証するもの」、「返還開始日がわかるもの」とはどういうものですか？

A ①「奨学金等の貸与を証するもの」：奨学金等の貸与機関、貸与を受けた期間、貸与を受けた方の名前が確認できるもの
②「奨学金等の返還金額を証するもの」：月々の返還金額が確認できるもの
③「返還始日がわかるもの」：初回振替日がわかるもの

〈独立行政法人日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている場合〉

①『奨学金貸与証明書』、②『奨学金返還証明書』、③『奨学金返還の口座振替（リレー口座）加入通知』又は④対象期間に初回返還日が記載された『奨学金返還額証明書』をご提出ください。

①・②・④の書類については、独立行政法人日本学生支援機構のホームページから発行申請ができます。

Q 「市外で居住していたことが確認できるもの」とはどういうものですか？

A 前住所の記載された住民票、賃貸契約書の写し、居住地住所の記載された学生証、日付・住所・氏名の記載された本人宛の郵便物や公共料金の請求書など、１年以上市外で住んでいた住所が確認できるものをいいます。

Q 補助候補者認定を受けたが、補助金申請をしなかったらどうなりますか？

A 高校・大学等を卒業する年度の翌年度末までに補助申請を行わない場合、補助候補者認定を取り消すことになっています。
例えば、令和７年度（令和８年３月）卒業者の申請期限は、令和９年３月末日です。

8．注意点

（１）個人情報の取扱いについて

個人情報の取扱いについては、市において適切に管理します。
また、定住促進に係る情報提供及びアンケート等を送付させていただく場合があります。

（２）補助金の返還について

虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付を受けた場合、補助金を返還していただきます。